

佐賀県青少年育成県民会議寄付行為感謝状規程

平成20年10月28日

理事会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県青少年育成県民会議の趣旨に賛同し、特別の寄付をしていただいた方に感謝の意を表し、その労に報いるため感謝状を贈呈するものとする。

(贈呈対象)

第2条 感謝状は、10万円以上を寄付していただいた方に贈呈する。
2 寄付額が、100万円を超えた場合には、特別感謝状を贈呈する。

(贈呈の方法)

第3条 感謝状は、佐賀県青少年育成県民会議の名において行い、感謝状を贈呈する。

(実施細目)

第4条 この規程に基づく感謝状の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(付則)

1 この規程は、平成20年10月28日から施行する。